

第137回定例会

# 南部町議会会議録

令和8年3月3日 開会

令和8年3月13日 閉会

南部町議会



## 第137回南部町議会 定例会会議録目次

### 第 1 号（3月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長所信表明及び町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	11

### 第 2 号（3月4日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
沼 畑 俊 吉 君	15
工 藤 愛 君	21

○散会の宣告	30
--------	----

### 第 3 号 (3月5日)

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	32
○出席議員	32
○欠席議員	32
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	32
○職務のため出席した者の職氏名	33
○開議の宣告	34
○報告第8号の上程、説明、質疑	35
○議案第2号から議案第16号の上程、委員会付託	36
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○散会の宣告	50

### 第 4 号 (3月13日)

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	52

○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○職務のため出席した者の職氏名	5 3
○開議の宣告	5 4
○議案第2号から議案第16号の上程、報告、討論、採決	5 4
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○陳情第1号の報告、質疑、討論、採決	7 0
○常任委員会報告	7 2
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	7 2
○日程の追加	7 2
○町長追加提出議案提案理由の説明	7 3
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第35号の上程、質疑、討論、採決	7 8
○議案第36号の上程、質疑、討論、採決	7 8
○閉会の宣告	7 9
○署名議員	8 5



令和8年3月3日（火曜日）

第137回南部町議会定例会会議録

（第1号）



## 第137回南部町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和8年3月3日（火）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長所信表明及び町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 選挙第 1号 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 館 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総務課参事	西 館 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税務課参事	松 原 浩 紀 君

住民生活課参事	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター事務長	佐々木朋治君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木慶
主査	松本和香		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第137回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る、2月19日、議会運営委員会を開催し、第137回定例会の運営について協議しましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、令和8年度当初予算15件、条例の一部改正など9件、令和7年度補正予算7件の議案32件であります。

令和8年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしました。

そのほかの案件として、常任委員会報告などがあります。

一般質問は2名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日3月3日から3月13日までの11日間としました。

なお、会期中3月6日、9日、12日は議案熟考のため、7日、8日は休日のため、10日、11日

は予算特別委員会のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番滝田勉君、10番山田賢司君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、3月3日から13日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から3月13日までの11日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました11日間の会期中、3月6日、9日、12日は議案熟考のため、7日、8日は休日のため、10日、11日は予算審査のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの7日間は休会とすることに決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりでありますので、朗読は省略します。

なお、監査委員より令和7年度随時監査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は、町長提出の案件が報告1件、令和8年度当初予算15件、条例の一部改正など9件、令和7年度補正予算7件の議案32件であります。

ほかに、常任委員会報告及び委員会の閉会中の継続調査の件などがございます。

日程により、それぞれ議題とします。

---

#### ◎町長所信表明及び町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長所信表明及び町長提出議案提案理由の説明」を求めます。  
町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第137回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、定例会の開会にあたりまして、南部町長就任6期目の所信と提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

1月に行われました南部町長選挙におきましては、議員各位並びに町民の皆様から、多くのご支援とご厚情を賜りましたことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

引き続き、重責を担わさせていただくこととなり、皆様から寄せられました信頼と期待の大きさに、改めて身の引き締まる思いでありますとともに、決意を新たにしているところでもあります。

これまでの任期を振り返りますと、議員各位をはじめ、多くの皆様のお力添えをいただきながら、お約束した公約の実現に向けて、全力で取り組ませていただいた、5期20年でありました。

特に、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応では、「今困っている人を、今すぐ支援する」という思いに、議員各位のご理解をいただきながら、町独自の経済対策事業を展開しましたことに、町民の皆様からも、一定の評価をいただけたものと考えているところであります。

「常に町民のために」「常に町民の皆様と共に」を念頭に、町民の皆様一人ひとりが主役である、南部町のまちづくりを進めてまいりましたが、これまで実施してきた各種施策につきましては、しっかりと効果を検証し、その時々に応じた内容に改善しながら、町民の皆様の満足度向上を図ることが必要であると考えております。

南部町のさらなる成長のため、誠心誠意、全力で、常に挑戦し続けてまいっている覚悟であります。

また、この度の立候補にあたりまして、皆様にお約束した公約につきましては、この4年間でしっかりと成し遂げていかななくてはなりません。

教育の充実では、子どもたちのことを一番に考え、小中学校の適正規模を目指した統合の検討を行ってまいります。

子育て・若者移住対策の促進では、福地地区における特別宅地分譲として（仮称）第3あけぼの団地を整備し、町の子育て支援策をPRしながら、若い世代のさらなる移住・定住を促してまいります。

さらに、南部支所を活用した南部町歴史ミュージアムのオープンに向けた整備や、県道櫛引・上名久井・三戸線の赤石工区におけるバイパス道路の早期着工、完成、そして（仮称）命を守る希望の橋の実現などのハード面での取組みのほか、各種ソフト事業により高齢者福祉・健康増進の充実を図るものであります。

このほか、令和10年度から10年間の新たなまちづくりビジョンであります「第3次南部町総合振興計画」の策定に着手いたします。

さて、選挙後に行いました職員への訓示におきまして、就任当初から指示を続けております「あいさつの徹底」について申し上げます。職員一人ひとりが、まずはあいさつをしっかりと、そして、町民の幸せにつながられる、信頼と期待を寄せられる職員となるよう自覚と責任をもって、職務に励むことを期待するものであります。

そして、私もまた、町長就任当初からの、町政への基本姿勢であります「町民の皆様とのキャッチボール対話」を継続し、対話の中からいただいた貴重な情報をもとに、町民の皆様のためになすべき施策を提案させていただきますので、議会における闊達な議論により、それを磨き上げ、展開してまいりたいと考えております。

南部町に住みたい、南部町に住み続けたい、南部町に住んでよかったと思える、全ては町民の幸せのために、南部町の歴史をみなさんと共につくってまいる所存でありますので、今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。報告1件、令和8年度南部町一般会計及び各特別会計予算案15件、条例の制定等9件、令和7年度南部町一般会計及び各特別会計補正予算案が7件の、合わせて32件でございます。

順にご説明申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

はじめに、報告第8号「専決処分した事項の報告について・工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（展示収蔵施設整備工事）」であります。請負代金を追加する変更契約の締結について、専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、議案第2号から議案第16号までの、令和8年度南部町各会計当初予算についてであります。本職からは、予算の編成方針と一般会計予算の概要についてご説明いたします。

令和8年度の予算編成にあたりましては、定年延長や人事委員会勧告による人件費の増額のほか、エネルギー価格・物価の上昇、民間の賃上げにより、施設管理や民間委託費の継続的な増額などが見込まれ、より一層の歳出削減と創意工夫に取り組む必要があることから、法令に基づき実施する事業を除いては、町民ニーズの的確な把握や客観的な根拠に基づき、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うとともに、決算時において事業の未執行や過大見積など、多額の不用額が生じないように、予算精査を強く行うことを基本姿勢として、予算編成を進めてまいりました。

その結果、一般会計予算の総額は、128億6,000万円となり、前年度と比較しますと、4,000万円の増額、率にして0.3%の増となっているものであります。

主な事業といたしましては、令和8年度から新たに実施する保育施設における3歳児から5歳児までのおかず等の副食費の無償化のほか、これまでの学校給食費や子ども医療費の無償化などを継続する、子育て支援事業に約2億1,300万円、令和8年度に新たに整備する統合型・公開型GISシステム、公用車維持管理業務のほか、キャッシュレス決済による「スマート窓口」や、各種証明書のコンビニ交付業務、自治体公式LINEの運用など、DX推進事業に約8,000万円、

導入から 10 年以上が経過した防災行政用無線を、携帯電話会社の通信網を利用した無線設備に全面更新する、防災行政用無線更新工事に約 7 億円、町有施設の改修として、集会施設 49 施設の照明 LED 化工事に約 1 億円、総合保健福祉センターゆとりあの空調設備の改修事業に約 1 億円、名川 B & G 海洋センターの空調設備の設置事業に約 9,000 万円、南部支所を活用した南部町歴史ミュージアムに設置する、(仮称)黒柳徹子記念ルーム展示制作業務に約 5,000 万円などを計上しております。

以上、概要のみの説明とさせていただきます、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第 17 号「南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります、内閣府令による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 18 号「南部町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」であります、南部町老人福祉センターの老朽化に伴う解体を予定していることから、施設を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 19 号「南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止に、林野火災に関する注意報の発令を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 20 号「南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について」であります、卸売市場法の一部改正に伴い、食料品等に関する指標について公表しなければならないこととなることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 21 号「南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります、内閣府令に基づき、事業者が給付を受けるために必要となる子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける基準を定めるものであります。

次に、議案第 22 号「町道の路線認定について」であります、県営南部町地区中山間地域総合整備事業により整備した 5 本の路線について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 23 号「町道の路線変更について」であります、県営南部町地区中山間地域総合整備事業の整備に伴い、町道の起点が変更となる 1 本の路線について、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 24 号「南部町過疎地域持続的発展計画について」であります、過疎地域の持続

的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定した、南部町過疎地域持続的発展計画前期計画の計画期間満了に伴い、令和8年度から令和12年度までの後期計画を策定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号「田子高原広域事務組合理約の変更について」であります。田子高原広域事務組合における関係町村の分担金算出項目基礎の一部を見直すとともに、国有林野の返地に向けた基金積立に関する支弁方法の整備を行うため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

次に、議案第26号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）」であります。今年度の事業費の確定や決算見込みに基づく不用額を減額し、今後、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な施設整備修繕等を行っていくため、公共施設整備基金に2億314万5,000円を積立するなど、歳入歳出予算の総額から10億6,720万6,000円を減額し、予算の総額を126億1,405万9,000円とするものであります。

次に、議案第27号「令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）」であります。給食の提供実績及び決算見込みに基づく不用額を減額しながらも、物価高騰による材料費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に447万3,000円を追加し、予算の総額を1億9,090万9,000円とするものであります。

次に、議案第28号「令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）」であります。決算見込みに基づき、施設の維持管理費用を減額するなど、歳入歳出予算の総額から117万7,000円を減額し、予算の総額を1億1,852万6,000円とするものであります。

次に、議案第29号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。療養給付費負担見込額や高額療養費見込額の減により、保険給付費を減額するなど、歳入歳出予算の総額から1億3,298万3,000円を減額し、予算の総額を20億9,066万9,000円とするものであります。

次に、議案第30号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）」であります。介護サービスの利用実績及び決算見込みに基づき、保険給付費を減額するなど、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億9,209万7,000円を減額し、予算の総額を26億7,463万2,000円とするとともに、地域包括支援センター支援システム更新業務の完了に伴う関連経費を減額するため、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から102万7,000円を減額し、予算の総額を1,051万5,000円とするものであります。

次に、議案第31号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」でありま

すが、広域連合に納付する医療保険料負担金の増額など、歳入歳出予算の総額に 1,659 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 3 億 1,870 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 32 号「令和 7 年度南部町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」であります。南部浄化センター水処理施設増設事業に係る継続費の事業費総額及び令和 8 年度年割額をそれぞれ 9,400 万円減額するものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案のとおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」「南部町副町長の選任」「南部町教育委員会委員の任命」についての計 3 件を追加提案させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長所信表明及び町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

-----

#### ◎南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（工藤正孝君） 日程第 5、選挙第 1 号「南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

ただいま配布いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

選挙管理委員会委員には、藤田克弘君、柳町靖彦君、四戸友子君、山崎昌治君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました、藤田克弘君、柳町靖彦君、四戸友子君、山崎昌治君、以上の方が南部町選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 夏堀徳八志君、第2順位 和田進君、第3順位 荒谷真人君、第4順位 川守田勝利君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました、第1順位 夏堀徳八志君、第2順位 和田進君、第3順位 荒谷真人君、第4順位 川守田勝利君、以上の方が順序のとおり、南部町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

これで、南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月4日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時28分)

令和8年3月4日（水曜日）

第137回南部町議会定例会会議録

（第2号）



第137回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和8年3月4日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

1番 沼 畑 俊 吉

1. 子どもの心身の健康に関する子育て支援施策について

4番 工 藤 愛

1. 防災・減災力の向上について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 館 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総務課 参事	西 館 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税務課 参事	松 原 浩 紀 君

住民生活課参事	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター事務長	佐々木朋治君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木 慶
主査	松本和香		

---

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第137回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に従って順次発言を許します。

1番、沼畑俊吉君の質問を許します。沼畑俊吉君。

（1番 沼畑俊吉君 登壇）

○1番（沼畑俊吉君） おはようございます。

まず初めに、工藤町長、6期目のご当選、大変おめでとうございます。並びに、5期20年という長きにわたり町政の最前線に立ってご尽力されてきたことに心から感謝と敬意を表したいと思います。昨日、所信表明がありました。町長の今期の町政についての力強い挑戦、そして議会と共に歩むという謙虚な姿勢が印象的でした。多くの期待感とともに、一緒に町をつくっていくんだと、そしてその責任は重いんだと思った人が私だけではなかったと思います。これまで同様に議会に対しまして、また議員各々に対しましても、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

本題に入ります。

今回のテーマは子どもの心身の健康に関する子育て支援策についてであります。

この質問を準備するに当たり、私は一つの気づきがありました。子育て支援制度の土台となる法律の一つである児童福祉法には、支援に係る契約の当事者は保護者とあります。すなわち、制度はまず保護者を支え、その保護者が子どもに愛情と責任を持って支援を注ぐという仕組みになっています。

これまで私は、子どもの健やかな成長は両親や家族、学校の支えが何よりも大切であったと考えておりました。しかし、その背景には、法律や制度の下で保健師さんをはじめ多くの専門職、教職、学校関係者の方が地道に支援を積み重ねてこられた現実がありました。乳幼児健診、育児相談、家庭への寄り添い、それら様々の取組があつてこそ、保護者は支えられ、子どもの健康は守られてきたのだと、そのことへの感謝と敬意を表したいとまず思います。

子育てにおける親の悩みは尽きません。しかし、全ての親に共通する願いは、子どもが命を守られ、心身ともに健康で健やかに育つことではないでしょうか。その最も基本となる健康への取組をこれまで以上に謙虚に、そして地道に積み重ねていくことこそが、あらゆる子育て支援策の土台になると考えています。その先に明るい町の未来があるのではと思います。

通告どおりの質問を読み上げます。

#### 1、子どもの心身の健康に関する子育て支援施策について。

町が子育て支援をさらに充実させる上で、基本となる健康に関する地道な取組は南部町の強みであると考えます。その重要性を再認識し、さらなる総合的な子育て支援策の充実につなげる方策についてお伺いします。

##### (1) 現状は。

①子どもの心身の健康状態、生活習慣の傾向はどうなっているのでしょうか。

②子育て支援施策において健康に関わる施策の重要性をどう捉え、どのように行っているのか。

③町独自の取組、強みとしている連携体制、方法はいかがでしょう。

④子育て支援での課題にどう取り組んでいるのでしょうか。

⑤その効果や手応えを感じている取組はありますか。

##### (2) として、今後の方向性。

①(1)の現状と課題を踏まえた、今後の子育て支援の方向性と具体的な取組はいかがでしょうか。

②新たに検討されている病後児保育支援の方向性はどのようになっているのでしょうか。

③職員のスキルアップを促す研修などの充実を検討してはどうでしょうか。

以上が私の質問です。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑議員にお答え申し上げます。

まず、子どもの心身の健康状態、生活習慣の傾向についてであります。南部町学校保健白書によりますと、令和6年度の小学5年生の肥満傾向については、男子が28.0%、女子が17.2%で、文部科学省学校保健統計の全国平均と比較し、5ポイントから8ポイントほど高い結果になっております。運動不足の子どもも増加しており、令和5年度に実施した町の「児童生徒健康意識調査」では、体育の時間以外に運動をしている小学5年生の割合は72.5%と、平成29年度の同調査時と比較し、12ポイント低下しております。朝食摂取率も小学5年生、中学3年生ともに前回調査時より低下しており、就寝時間も小学5年生、中学3年生ともに悪化しているという状況でありました。

また、中学1・2年生を対象に実施している「若年生活習慣病予防健康診査」の結果については、令和7年度は「異常なし」が25.3%、「軽度異常」「経過観察」「要医療」を合わせた割合は全体の4分の3という結果でありました。血圧異常は13.9%、糖代謝異常は36.8%、脂質異常は21.9%となっております。

これらのデータから、子ども達が将来、生活習慣病を発症しないよう、小児期から予防に取り組むことが急務であり、子どもや子育て家庭における適切な生活習慣の定着に向けた対策が必要であると考えております。

次に、子育て支援施策において健康に関わる施策の重要性をどう捉え、どのように行っているのかであります。町では、「総合振興計画後期基本計画」の施策の方針の中に、全ての町民が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせるよう、「安心して子どもを産み育てられる母子保健体制の整備や、生活習慣病予防を柱とした生涯における各世代に応じた保健事業の充実」を掲げております。

そして、健康増進計画「第4次すこやか南部21」では、「未来の健康のため こどもを生活習慣病から守ろう」をスローガンに指標や取組を定めており、子どもや保護者への正しい知

識の普及、健康意識の啓発を目的に、医療機関、学校、こども園、大学等、関係機関と連携し、各種相談や健康教室、保健指導を強化しております。

次に、町独自の取組、強みとしている連携体制、方法ではありますが、町独自の取組として、乳幼児期からの生活習慣病予防対策を強化するため、今年度より「こどもの健康応援プロジェクト事業」を新たに実施しています。こども園や学校、大学と連携して、離乳食や幼児食の教室、小学校健康教室を実施しており、従来から取り組んでいる中学1・2年生対象の「若年生活習慣病予防健康診査」や、生徒や保護者を対象とした親子健康面談と併せて、小児期の生活習慣病予防対策を強化しております。

強みとしている連携体制、方法ではありますが、昨年度、こども家庭センターを開設し、妊産婦や子ども・子育て家庭を対象とした相談、健診、訪問指導等にきめ細かに取り組んでおり、母子保健や児童福祉、子育て支援等、子どもを取り巻く支援が総合的・一体的に提供できる体制にあります。また、関係機関、関係課との連携が密であり、妊産婦、子ども、子育て家庭を保健医療・福祉の面から支える体制が整備されておりますこの「子どもの包括ケア」の取組が町の特徴・強みであると考えます。

次に、子育て支援での課題にどう取り組んでいるかではありますが、情報発信、ニーズの把握などの課題が挙げられます。

情報があふれている現代社会の中で、子育てにおいても適切な情報を取得し活かしていくことは重要なことであると認識しております。町の子育て情報の発信については、現在、広報、ホームページ、母子手帳アプリにより実施しておりますが、子育て世代が活用しやすく効果的な方法や内容について研究が必要であると捉えております。

具体的には、母子手帳アプリの内容の見直しや普及、公式LINEの活用、分かりやすいホームページの表記等、改善や工夫が必要な部分につきましては、今後、関係課とも連携して対応してまいりたいと考えております。

また、子育て家庭の生の声を施策に反映させるため、いろいろな場面で子どもや子育て家庭の皆さんからご意見、ご提言を伺い、施策に取り入れてまいります。

令和5年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、「周囲に子育て協力者のいない就学前及び小学生児童の保護者の割合」は約1割でありました。核家族化や地域のつながりの希薄化等による子育て家庭の孤立、ニーズの多様化・複雑化が懸念されることから、地域と行政が協力・連携して、子育て家庭をどのように見守り、支えていくかが課題であると考えております。

そのため、今年度は、民生委員・児童委員や保健推進員を対象に、こども家庭センターの取組や児童虐待防止について説明を行い、協力をお願いしたところです。今後も地域全体で子育て家庭を見守り支えるために、関係者の皆様と連携・協力してまいりたいと思っております。

次に、効果、手応えを感じている取組ではありますが、子どもの健康への取組や子育て支援の効果を確認するには、多方面から検証する必要がある、時間も要することから、各種事業についてPDCAサイクルを活用しながら総合的に判断してまいります。

3歳児健康診査を受診した子どもの保護者に質問したところ、「この地域で子育てしたいと思う親の割合」では、令和6年度は97.7%で、第3次計画策定時の平成28年度と比較し、約5ポイント増加しております。これは、これまでの子育て支援施策の成果であり、引き続き強化に努めてまいります。

また、児童虐待や養護相談等の児童相談については、今年度12月末時点で59件と、前年度1年間の件数34件を大きく上回っております。これは、虐待通報制度の義務化や広報周知活動、学校やこども園等、関係機関との連携により、潜在ケースの掘り起こしにつながったものと捉えております。このことから、こども家庭センターの機能が強化され、子育て家庭のニーズ把握につながっているものと考えております。

次に、今後の方向性についてお答え申し上げます。

まず、現状と課題を踏まえた今後の子育て支援の方向性と具体的な取組ではありますが、特に最近では、核家族化等の影響による子育て家庭の孤立が問題視されており、育児への不安や心理的負担増に伴うストレスが児童虐待に影響しているとも言われております。

児童虐待を防止するためにも、様々な子育て支援情報を発信するとともに、子どもや子育て家庭が気軽に利用し、交流できるような居場所づくりや、地域での支え合いの仕組みづくりに向け、関係課との連携強化を図っていかねばならないと思っております。

また、子育て家庭のニーズの多様化・複雑化に対応するため、町の強みである「子どもの包括ケア」をさらに向上させ、声なき声を拾い、必要な方に適切に支援を届けられるよう努めるほか、これまで実施してまいりました様々な子育て支援策の情報発信を強化していくことで「子育てにやさしいまち南部町」をPRし、若い世代の方に「住んでみたい、住み続けたい、住んでよかった、なんか気になる」と思ってもらえるよう、移住・定住につながる魅力ある町づくりに取り組んでまいります。

次に、新たに検討されている病後児保育支援の方向性ではありますが、令和5年度に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、「病児・病後児保育を利用した

い」と希望した就学前の保護者は46%と高く、子ども・子育て会議においても病後児保育に関するご意見をいただいたこと等を踏まえ、病後児保育事業の実施を新たに公約に掲げております。

事業実施に先駆けて、近隣施設の視察を行い、実情を伺うなど準備は進めておりますが、実施場所の選定をはじめ、施設の整備・改修、従事者の募集、備品の整備に係る予算の確保など様々な課題があるため、令和8年度は具体的に調査・検討を行い、実施計画を立案し、「子ども・子育て会議」に諮りながら、令和9年度中に事業開始できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、職員のスキルアップを促す研修などの充実を検討してみてもどうかという問いでありますけれども、現在は、国や県において実施している各種研修会を受講し、職員のスキルアップを図っております。また、県内外での先行事例を参考にしながら、必要なものは業務に取り入れながら進めているところであります。

最近では、地域における「学校」「子育て」「保育」を支援するための最新技術やサービスを地域へ直接届けることを目的に開催する展示会・セミナー等も東北地方で開催されておりますので、近隣で開催の場合は、職員の参加ということも視野に入れ、考えてまいりたいと思っております。

私からは以上になります。

○議長（工藤正孝君） 再質問の前に、ここで10時40分まで休憩いたします。

（午前10時26分）

.....

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

.....

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

再質問はありますか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 再質問なんですけれども、答弁の中に課題として一番挙げられたのが情報発信の問題でした。情報発信は非常に、各所管課で発信してもなかなか町民に届きづらい面もあるかと、苦勞も多いと思います。その情報発信の充実を狙いとして、質問をさせていただきます。

現在、町の公式ホームページ、LINE等、子育て支援の相談窓口があると思います。そちらの使用具合を教えてください。こういう情報を生かしていただければ幸いです。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ただいまご質問いただきました町の公式LINEの利用状況ということですが、こちらは2月末現在の状況になりますけれども、タップ数で33回、21人ほどが閲覧されているような状況となっております。LINE等でお知らせしているという状況が住民の皆様はまだまだ周知が足りないなと思っておりますので、こちらのほうも、LINEからホームページにアクセスできるような環境をこれから整備、また周知していきたいと考えてございます。

以上になります。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありますか。（「以上です」の声あり）

これで沼畑俊吉君の質問を終わります。

4番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） おはようございます。

本定例会において質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、昨年末発生した青森県東方沖地震において被害を受けられた方々に深くお見舞いを申し上げます。また、復旧対応に当たられた全ての方にこの場を借りて感謝を申し上げます。

今回の地震では防災・減災のために自分は何ができるのかを深く考えさせられ、今回、防災・減災力の向上についてご質問させていただくこととしました。

また、町議会では昨年度、豪雨災害復興をテーマに広島市で行政視察をさせていただきました。

た。広島市は、平成26年、平成30年の豪雨・土砂災害により、死者や全壊家屋を含む甚大な被害を受けました。市はこの災害を教訓に、「逃げ遅れによる犠牲者ゼロへ」を目標に掲げておられました。具体的には、市民自らが災害を我がこととして認識、行動することや、地域コミュニティの支え合いの強化を目指す取組などに取り組んでおられました。

それらを通じて、今、私が感じていることは、行政においては防災・減災対策が着実に前進しているということです。一方で、公的な対策が進むにつれ、住民の多くは、いざというときには町が助けてくれるのではと公助に高い期待を寄せています。ただ、実際には自分や家族、近所の方の命を守るのは住民自身なのです。したがって、今後は、自助・共助・公助が互いのやるべきことを自覚し、協力体制、連結性を高めていく必要があると考えます。町と町民が防災・減災の力を高めながら豊かな自然と共生する町であり続けることを願い、通告した質問に入ります。

防災・減災力の向上についてお伺いします。

昨年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震は、町内で最大震度5強が観測されました。翌9日には北海道・三陸沖後発地震注意情報が発令されるなど、日頃の防災・減災を深く考えさせられる出来事でした。

町では南部町地域防災計画を策定し、研修や訓練を通じて「公助」の力を着実に伸ばしていると感じます。しかしながら、いざ災害の危険が身に迫るときには、住民一人一人が自らの命を守るための行動を取る「自助」や、自分の力だけでは避難が困難な人を地域コミュニティで支援する「共助」が重要となります。

豊かな自然と共生する南部町において、自助・共助・公助が連結し、防災・減災力を高める取組について伺います。

1点目、町の防災・減災施策における現在の課題と、解決への取組についてお知らせ願います。

2点目、自主防災会の団体数、世帯カバー率、防災に関わる訓練等の取組実績について伺います。

3点目、地域住民が災害対策の訓練等を行う上で活用できる制度と活用実績について伺います。また、訓練等実施によるインセンティブ（動機づけ）となるような町の支援を設ける考えはありますか。

4点目、避難行動要支援者を把握し、支援につなげる仕組みをお知らせ願います。

5点目、町指定主要6か所の避難所のうち、老朽化の現状と対応、更新予定についてお伺い

します。

以上の質問について関係各位のご答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤愛議員にお答え申し上げます。

町の防災・減災施策における現在の課題と、解決への取組についてであります。防災対策の基本的な考え方として、「自助・共助・公助」が連携して機能することが重要であることは、町民の皆様もご承知のことと考えているところであります。昨年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震では、当町でも震度5強を観測し、また、近年は、線状降水帯の発生による数十年に一度クラスの豪雨など、災害が激甚化、頻発化している状況にあることに加え、「夏の猛暑による熱中症対策」「大規模林野火災」への対応も必要となっているところであります。

町では、このような大規模災害を想定し、避難所等における食料・物資の備蓄の拡充や、民間事業者及び他自治体との災害連携協定の締結、総合防災訓練の実施など、各種対策に取り組んでおりますが、町の防災能力を超えるような災害が発生した場合に、町民の皆様一人一人がご自身の身を守るための行動をいかに取ることができかが何よりも重要なことであり、課題であると認識しているところであります。このため、自主防災組織における避難訓練等の各種活動の活性化や広報なんぶちょうなどを通じた啓発活動に、より一層注力し、防災意識を向上させることが必要であると考えております。

次に、自主防災会の団体数、世帯カバー率、防災に関わる訓練等の取り組み実績についてであります。自主防災組織の数は、令和7年4月1日現在で45団体が設立され、世帯カバー率は84.3%であります。

避難訓練や炊き出し訓練等の取り組み実績は、令和4年度に21団体、令和5年度に23団体、令和6年度に23団体で実施しております。

次に、地域住民が災害対策の訓練等を行う上で活用できる制度と活用実績について。また、訓練等実施によるインセンティブとなるような町の支援を設ける考えはについてであります。まず、訓練等を行う上で活用できる制度と活用実績ですが、1つ目として、防災資機材の整備を対象とする一般財団法人自治総合センターの「コミュニティ助成事業」は、補助率

100%、上限200万円で、令和4年度は、1団体が事業費150万円で、ワンタッチテント、移動式かまど及びトランシーバー等を整備しております。令和5年度は、同じく1団体が事業費200万円で、ヘルメット、救助工具、移動式かまど及び倉庫等を整備しております。令和6年度と本年度の事業実績はありませんが、来年度の事業に1件の、申請手続中であります。

2つ目として、訓練経費を対象とする町独自の「自主防災組織活動助成」は、補助率3分の2、上限10万円で、令和5年度は3団体が活用し4万6,200円を、令和6年度は2団体で3万9,500円を、令和7年度は4団体で6万1,400円を交付済みであります。いずれも、避難所開設訓練、避難誘導訓練、炊き出し訓練などを実施しております。

また、訓練等実施によるインセンティブ、いわゆる動機付けとなるような町の支援につきましては、令和7年9月定例会において、中館議員からご提案いただきました各自主防災組織の幹部を対象とする研修会の実施や意欲的に活動を展開している自主防災組織の視察研修の実施など、意識向上の契機となるような取組のほか、例えば、自主防災組織が設立され、活動が顕著な地区については、道路整備や集会施設整備などの行政員要望に優先的に対応することや、町独自の「自主防災組織活動助成」の活用を促すため交付対象経費に、自主防災組織が自助を目的として、集会施設に避難した際に使用するアルファ化米や簡易トイレなどを備蓄する経費を交付対象に加えるなど、各自主防災組織から、組織の活性化・防災力向上につながり災害発生時に組織の機能が十分に発揮される「真」に必要な支援についてご意見を伺い、助成制度のアップデートを実施してまいりたいと考えております。

次に、避難行動要支援者を把握し、支援につなげる仕組みについてであります。町では災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しており、災害発生時の安否確認のほか、災害発生のおそれがあるときの情報提供や避難支援に役立てております。

避難行動要支援者名簿は、消防署、消防団、警察署、民生委員などへ配布しており、名簿登録者につきましては、保健師による訪問のほか、在宅介護支援センターあるいはケアマネジャーからの情報提供などに基づき加除しているところであります。

次に、町指定主要6か所の避難所のうち、老朽化の現状と対応、更新予定についてであります。町では、町内74施設を指定避難所として指定し、その中の、地震、浸水、土砂災害時に影響がなく、多数の避難者の収容が可能な、福地地区のバーデハウスと福寿館、名川地区のいちようホールと旧剣吉小学校、南部地区の南部小学校と旧向小学校の6施設を、発災直後に開設する主要避難所としております。

平時から使用している施設につきましては、故障や不具合があった場合は随時修繕等により

対処しており、今後も主要避難所として利用してまいります。

閉校いたしました旧剣吉小学校、旧向小学校につきましては、老朽化が顕著であります、電気、水道、トイレの状況について、職員が週2回巡回し、点検、確認及び清掃を行い、避難所としての利用に備えているところであります。

この2つの施設の更新につきましては、現在、廃校活用検討プロジェクトチームにおいて、その利活用及び解体等も含めた施設の在り方について協議中でありますので、検討結果が得られ次第、それを踏まえて対応していくことになるものと考えているところであります。いずれにいたしましても、町民の皆様へ安全安心を実感していただけるよう、引き続き防災力の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

答弁は以上で終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

答弁の中でもありましたとおり、自主防災会の団体数、それから世帯カバー率というのは着実に伸ばしてきて、目標値にもどんどん近づいている状況かと思えます。しかしながら、実際に自主防災会が訓練等を行っているかという、毎年、大体半数程度の団体数にとどまっているのかなと考えています。身近なところでも話を聞いている感覚ですと、毎年やる場所は毎年やる、組織はしたけれども、実際の活動に結びつけるには高齢化だとか人員の不足によって難しいよというような、地域による格差のようなものを感じているところです。

お伺いしたいのは、まず自主防災会について、半数程度での訓練にとどまっているという現状を、訓練等の実施団体と未実施団体において、その差というんですかね、訓練に至っている決め手になっているようなもの、例えばリーダー研修受講者がいるとか防災士の方がいるとか、そういった何か決定的な違いがあるのかどうかというのが1点。

また、訓練等の実施をしていない団体においては、行政としてもいろいろ促していらっしゃるのかな、啓発していらっしゃるのかなとは思いますが、それを阻んでいる要因というのはどのようなものなのでしょうか。

また、避難行動要支援者の把握の仕組みについてご回答いただきました。先ほどお話があったとおり、様々な機関と連携して、要支援者の把握、それから支援につなげていることを伺うことができました。今後も、町の機関を中心にしながら、例えば福祉の分野ですと町の社協さ

ん、それから民生委員・児童委員さん、高齢者の実態把握を行っている在介さん、そしてまた地域住民から選ばれるほのぼの協力員など、様々な方と協力して事業を実施していく必要があるかと思うのですが、特に重要なのが高齢者の実態把握事業の部分なのかなと思っております。

なぜかと申しますと、今、2025年が過ぎたわけですがけれども、いわゆる2025年問題というのは、団塊の世代が皆、後期高齢者になる、75歳以上になると。つまり、75歳から80歳に今団塊の世代の方々がいらっしゃる。この方たちが、この先5年、10年で要介護状態になっていく人数としてカウントされていくわけです。そうなってきますと、今までのような支援の状況よりは、ここ5年、10年のところはより手厚くしていく必要があるのかなと思うんですけれども、例えば具体的に言えば補助金ですとか、あとは委託費ですね、委託件数等の増加について、お考えはあるのかどうかというのが1点。

そして、最後に、地区防災計画についてお伺いしますけれども、内閣府では、東日本大震災を受けて、公助の限界から地区防災計画の策定というのも各市町村に促しているところですが、南部町内で自主防災会等を中心とした地区防災計画の策定実績というのはあるのかどうかというのを伺います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まずは訓練の活動が活発なところと活発ではないところの差はどのような部分にあるかというご質問でございました。これはやはり、先ほど工藤議員おっしゃったように、リーダー研修を受けている方がいらっしゃるとか防災士の資格を持っている方がいらっしゃる地域では活動が活発なのかなと考えています。また、何より、以前、実際に被害を受けた場所に住まわれていらっしゃいます地区の方々やはり活動が活発であるなど、私自身も感じているところでございます。

それから、活動をなかなかやれていない団体、その阻んでいる理由はというご質問でございました。やはりこれも先ほどの工藤愛議員のご認識と一緒に、やはり高齢化が進んでいるとか、会長ではあるけれども、なかなかリーダーシップを発揮しながら活動を展開していくということが難しいといったところが挙げられるかなと考えております。ここにつきましては、昨

年12月の青森県東方沖地震が発生した後、後発地震注意情報も発表されました。こういった中で、町民の皆さんも自主防災に対する意識の高まり等を感じていることとされますので、これを機会にまたさらに町のほうから行政員会議などを通じて活動の活性化について依頼してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、南部町地域防災計画の中でまた自主防災組織がそれぞれで計画をつくっているかどうかというところにつきましては、大変申し訳ございませんが、資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 先ほどの実態把握のほうのご質問ですけれども、高齢者の実態把握につきましては、介護保険法に基づいて高齢者の実態を把握しなさいという規定の下に行っているものでございます。直接災害に関係あるわけではないんですけれども、先ほど議員おっしゃられましたように件数が増えていくということも踏まえまして、実態把握の委託料につきましては、今後の予算編成に当たって、件数ですとか単価ですとかそういったものは見直していかなければならないものであると考えてございます。

あと、災害に対する予算ということでございますけれども、新年度の予算にですね、避難行動要支援者名簿とは別に、国のほうで作成してくださいと言われている個別避難計画というものがございます。こちらのほうにつきましては、やはり町の職員だけではなかなか件数を増やすことができません。県のほうからも20%以上を目標に作成してくださいということもお願いされてございます。早期に作成率を上げるために、やはりケアマネさんですとか、場合によっては在介さんなんかにお願いしながらつくっていかなければならないということで、新年度の予算のほうには個別避難計画作成のための委託料というものも計上してございますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁いたします。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありますか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ご答弁ありがとうございました。

自主防災会ですね、今後ますます中心的な役割になっていくのかなと思っております。今おっしゃられたように、実際に被害を受けた地域というのは確かに活発になっていくと思うんですけれども、やはり誰もが、まさか自分のところが、自分が被害に遭うとは思っていないというのが人間の本性なのかなと思っています。

そう考えますと、やはり自主防災会単独ではなくて、団体合同の研修会だとか、あとは、私、インセンティブがあったほうがいいんじゃないかという意味合いを込めてこの質問をしたんですけれども、確かに物資をそろえたりすることの助成は国においてもかなり進んできているのかなと思うんですが、実際、一住民にとっても、ああやってよかったなというのは恐らく訓練に参加した人は誰もが思うんですが、そこまで意識の高くない方でも参加してよかったなと思えるように、例えば防災食を配るですとか、今、町の避難訓練ではやっているんですけれども、どうしてもですね、訓練に参加してくる方というのはもともと意識の高い方でして、そうではなくて一般町民の方たちをいかに巻き込むかということが重要になってくると思いますので、そちらの活用を考えていただきたいなというのがあります。

そこで質問ですが、町ではここ数年、防災フェスティバルというのも開催されまして、一般町民が様々な活動を通して防災に親しんでこられたかと思えます。その防災フェスティバルを通じてどんな効果があったと実感されているかというのが1点。私、今回の質問に際して内閣府のほうで出している地区防災計画ガイドマップというのも参考にしたんですけれども、そちらを見ますと、例えば町でやっている運動会をですね、防災の要素を取り入れてバケツリレーを試みたりとか景品に防災食を配ったりだとか、そういった形で、運動を競うというよりは、コミュニケーションだったりとか、そこに防災のメリットなんかも入れてくるというふう非常にいい工夫の例なんかも記載されておまして、そういうのもいいなと思ったところがございます。なので、防災フェスティバルについて効果等をお伺いしたいと思えます。

また、もう1点、町指定主要6か所の避難所の件でございます。水害の場合の垂直避難が指示されている施設は、主要6か所のうちバーデハウスと旧向小学校の2か所だと思っております。どちらも公共施設として大変古い老朽化している施設でして、特に旧向小学校に関しては、先ほどご答弁の中では、水道等ですね、チェックして、必要な分、直しているということでしたが、先日、教育民生常任委員会で廃校になった校舎の状況についてお伺いした際に、向小学校については2階以上のトイレが使用不可になっているというご報告も受けたところでもあります。そうしますと、実際に、10年に一度の規模の水害ということなので、なかなかそこまでは起きないとは思いたいんですけれども、2階以上に避難したときにトイレが使えな

いという状況になっているものと思います。

そうしたときに、あの地区の避難所としてじゃあどこがいいんだろうかという、例えば旧南部工業高校ですね。あちらは県の所有だとは思いますが、高いところにありまして、広い校庭もあります。つまり避難してきた車を置く場所もあると。先日の東方沖地震では、避難する方々の渋滞が起こって、どこの地域もそうですけれども、非常にそれが危ないということも問題になったと思います。そういった意味で、旧南部工業高校等の避難所としての活用はこれまで検討された実績があるのかどうか、また、避難所とするには何か障害等があるのかどうかについてお伺いします。

○議長（工藤正孝君） 交流推進課長。

○交流推進課参事（下井田耕一君） 私のほうからは防災フェスティバルの効果についてご説明いたします。

防災フェスティバルは、町内の小中学生、まず子どもたちに防災に親しんでもらうため、楽しみながら防災を勉強してもらうために開催しているものでございます。参加者数等については、ちょっと手元に資料がございませんので、また後ほどお知らせしたいと思います。まず子どもを対象としたイベントですので、誰でも来てもらえるようにお菓子とかグッズを配布しております。開催する内容は、防災に関する料理とか、テントの組立ての講義、そして、起震車・はしご車の搭乗体験とか、子どもたちが記憶に残ってこういうのがあったなというふうに思われるような形で実施しておりますので、大変好評を得ております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） ご質問にお答え申し上げます。

まず、向小の2階のトイレが使用不可であるということでございまして、その際、向小を使うようになった場合には簡易トイレ等を用意しながら対応することになろうかと思っております。あるいは、河川の増水による避難の場合は、ある程度時間が確保できるのであれば、行政バスで例えばいちょうホールでありますとかそういったところに避難者を搬送するような手だても考えてまいりたいと、このように思っております。

最後、南部工業高校を避難所として利用することを検討したことはあったかということでございますけれども、私の記憶している中ではないというふうにお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時20分）

令和8年3月5日（木曜日）

第137回南部町議会定例会会議録

（第3号）



## 第137回南部町議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和8年3月5日（木）午前10時開議

- 第 1 報告第 8号 専決処分した事項の報告について  
(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について(展示収蔵施設整備工  
事))
- 第 2 議案第 2号 令和8年度南部町一般会計予算
- 第 3 議案第 3号 令和8年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 令和8年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第 7号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第 8号 令和8年度南部町病院事業会計予算
- 第 9 議案第 9号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 第 10 議案第 10号 令和8年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 11 議案第 11号 令和8年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 12 議案第 12号 令和8年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 13 議案第 13号 令和8年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 14号 令和8年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 15号 令和8年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 16号 令和8年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 17 議案第 17号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 第 18 議案第 18号 南部町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 19号 南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 20号 南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 21号 南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につ  
いて

- 第 22 議案第 22号 町道の路線認定について  
 第 23 議案第 23号 町道の路線変更について  
 第 24 議案第 24号 南部町過疎地域持続的発展計画について  
 第 25 議案第 25号 田子高原広域事務組合理約の変更について  
 第 26 発委第 1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
 条例の制定について  
 第 27 発議第 1号 特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼畑俊吉君	2番	夏堀剛充君
3番	小橋昭裕君	4番	工藤愛君
5番	松本啓吾君	6番	久保利樹君
7番	坂本典男君	8番	滝田勉君
9番	西野耕太郎君	10番	山田賢司君
11番	八木田憲司君	12番	中館文雄君
13番	工藤正孝君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	西館昌男君	企画財政課長	菅谷信也君
交流推進課参事	下井田耕一君	税務課参事	松原浩紀君
住民生活課参事	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康子ども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君
商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君

会計管理者	宮崎典子君	医療センター事務長	佐々木朋治君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木 慶
主査	松本和香		

---

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第137回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

○議長（工藤正孝君） ここで交流推進課長から昨日の一般質問の答弁について申出がありますので、これを許します。交流推進課長。

○交流推進課参事（下井田耕一君） おはようございます。

先日の工藤愛議員からの再質問の際の、防災フェスティバルに関する来場者数等についてお答え申し上げます。

本事業は令和5年度から令和7年度まで計3回実施しております。来場者数は令和5年度は約320人、令和6年度は700人、令和7年度は400人となっております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） おはようございます。

私からも、昨日の工藤愛議員からの再質問に対してお答えできなかった部分についてご答弁申し上げます。

全ての自主防災会において地域防災計画が策定されているかというご質問でございました。確認しましたところ、総務省消防庁の自主防災組織の手引に基づいた地域防災計画が45団体全てで策定されているということでございましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

.....

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第8号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（展示収蔵施設整備工事））」を議題とします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課参事（柳久保正弘君） おはようございます。

それでは、説明資料の4ページをお開き願います。

報告第8号「専決処分した事項の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について（展示収蔵施設整備工事））」についてご説明いたします。

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、南部町長が専決処分できる軽易な事項の指定に基づき専決処分したものであります。

専決年月日は令和8年1月29日、工事名は展示収蔵施設整備工事、工事場所は大字沖田面地内、契約の相手方は穂積・松本特定建設工事共同企業体、構成員、穂積建設工業株式会社、同じく構成員、株式会社松本工務店。

変更前の請負代金6億7,043万9,000円に、請負代金の1.44%に当たる968万円を追加するものであります。

変更内容でございますが、主なものとして、産業廃棄物処分量の増加、屋根塗装等落下防止対策柵の追加、その他精査による増減であります。

以上につきまして、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号を終わります。

---

◎議案第2号から議案第16号の上程、委員会付託

○議長（工藤正孝君） お諮りします。日程第2、議案第2号から日程第16、議案第16号までの令和8年度南部町各会計予算15件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第2号から議案第16号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました議案15件については、委員会条例第6条の規定により議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第2号から議案第16号までの議案15件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長の互選をするための予算特別委員会を、この席から口頭をもって招集します。本日、本議会終了後、この議場において予算特別委員会を開催いたしますのでご了承願います。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第17、議案第17号「南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の5ページをお開き願います。

議案第17号「南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨でございますが、内閣府令による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2の内容でございますが、現行の規定中「支援事業者」と「支援事業所」の違い等を明確にするもので、実質的な基準の変更を行うものではございません。

施行日は令和8年4月1日。

議案第17号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第18号「南部町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 説明資料の6ページをお開き願います。

議案第18号「南部町老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨及び内容であります。老朽化に伴う南部老人福祉センターの解体に向けて、条例の改正をするものであります。

改正内容であります。条例の規定から南部老人福祉センターの名称及び位置並びに使用料を規定している別表を削除するものでございます。

施行日は令和8年4月1日です。

議案第18号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第18号は原案のとおり可決されました。

-----  
◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第19、議案第19号「南部町火入れに関する条例の一部を改正する条

例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（高森正博君） 説明資料の7ページをお開きください。

議案第19号「南部町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1、趣旨でございますが、八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

内容ですが、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市における林野火災をはじめ、全国的に大規模な林野火災が多発していることを受け、総務省消防庁では林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報・警報の発令を提言されました。

当該提言に基づき、八戸地域広域市町村圏事務組合八戸消防本部において、火災予防条例の一部改正を行い、令和8年4月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用を開始するものです。

八戸地域広域市町村圏事務組合条例に加えられる注意報・警報は、下記のとおりです。

八戸広域の火災予防条例の一部改正を受け、火入れを中止しなければならない場合に「林野火災に関する注意報」を加えるものと、その他字句の修正を行うものです。

3、施行日、公布の日。ただし、林野火災に関する注意報に関する規定の追加は、令和8年4月1日から施行する。

なお、条例の一部改正については、広報や防災無線で周知を予定しております。また、注意報等が発令された場合も、防災無線で周知いたします。

議案第19号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第20、議案第20号「南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（藤原正利君） 説明資料の8ページをお開き願います。

議案第20号「南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨であります。卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場として県知事からの認定を受けるため規定を設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

内容であります。法改正により、食品等の持続的な供給及び食品産業の発展に向けた施策を推進するため、市場開設者は、農林水産大臣が指定する食料品等に関する指標について公表しなければならないこととなることから、関係する市場条例の第3条に第2項を、第30条に第3項を追加し、当該規定を加え、併せてその他字句の改正を行うものであります。

なお、市場の対応ですが、①指定品目のうち、公表する品目は野菜となります。②国が行う生産コスト調査結果に基づいて公表される指標を関係団体に周知する。③国が明示したコスト指標に基づく価格について、取引価格と適正価格に関し申出があった場合、出荷団体、買受人、市場の3者間で協議し、その内容を公表する。公表方法は、市場ホームページのほか場内掲示板等で周知いたします。

施行日は令和8年4月1日であります。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第21、議案第21号「南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の9ページをお開き願います。

議案第21号「南部町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨でございますが、内閣府令に基づき、事業者が給付を受けるために必要な子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける基準を定めるものです。

2の内容でございますが、乳児等通園支援事業が創設され、令和8年4月1日から給付化されます。既に南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を内閣府令に基づき制定しておりますが、この条例とは別に、子ども・子育て支援法に基づく「確認」を受ける

基準が内閣府令により制定されたため、当該基準に基づき条例を定めるもので、次のような事項を定めるものです。

第3条では1時間当たりの利用定員、第4条では保護者との面談から始まりまして、虐待の禁止、記録の整備等を定めるものです。

施行日は令和8年4月1日。

議案第21号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第22、議案第22号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の10ページをお開き願います。

議案第22号「町道の路線認定について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、県営南部町地区中山間地域総合整備事業により整備した路線について、

町道として新規認定をするため、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

内容でございますが、認定する路線は5路線です。

初めに、整理番号1655、その他町道 塚内・上諏訪平線です。

続いて、整理番号1739、その他町道 相前・上ノ山線です。

続いて、整理番号1817、その他町道 下夕町1号線です。

続いて、整理番号1818、その他町道 下夕町2号線です。

最後に、整理番号2218、その他町道 長畑・金田一線です。

整理番号につきましては、町道路線番号となるものです。

起点及び終点の位置、延長については、表に記載のとおりです。

次のページに位置などを示しておりますので、11ページをお開き願います。

こちらは、整理番号1655、塚内・上諏訪平線の説明図面となります。上段の位置図は路線全体の位置を示したもので、下段の詳細図は路線を拡大した図面であります。赤で着色した路線が認定する路線です。

また、12ページから15ページは、そのほかの4路線の説明図面となりますが、先ほどの路線の説明と同様に、位置図と詳細図に認定する路線を赤色で着色しております。

施行日は告示の日となります。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決されました。

-----  
◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第23、議案第23号「町道の路線変更について」を議題とします。  
本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 説明資料の16ページをお開き願います。

議案第23号「町道の路線変更について」ご説明いたします。

趣旨でございますが、県営南部町地区中山間地域総合整備事業により整備した町道の路線に変更が生じたため、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

内容でございますが、変更する路線は、整理番号1903、その他町道昼ケ内・上宮野線です。起点部の位置を「大字高瀬字南沢山6番地20」から「大字高瀬字昼ケ内4番地1」に変更するもので、路線延長は687.4メートルです。

次のページに位置図などを示しておりますので、17ページをお開き願います。

上段の位置図は路線全体の位置を示したもので、下段の詳細図は路線を拡大した図面であり  
ます。

詳細図には変更前の路線を青色の線に、変更後の路線を赤色の線としており、変更となります  
起点の位置を赤字で記載しております。

路線名及び終点の位置の変更はございません。

施行日は告示の日となります。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第24、議案第24号「南部町過疎地域持続的発展計画について」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(菅谷信也君) 説明資料の18ページをお開き願います。

議案第24号「南部町過疎地域持続的発展計画について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定しております南部町過疎地域持続的発展計画につきまして、令和3年度から令和7年度までの前期計画期間が満了となることに伴いまして、令和8年度から令和12年度までを後期計画期間とする南部町過疎地域持続的発展計画を策定することにつきまして、法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1つ目として、計画策定に当たっての基本的事項、計画の構成につきましては、前期計画と同様に、青森県過疎地域持続的発展方針との整合性を確保しております。

2つ目として、計画書の前段において、各種統計データなどにより町の現状と問題点を踏まえ、町の基本的な事項について示しているものであります。

3つ目として、地域の持続的発展の方向性として、第2次南部町総合振興計画において定めた将来像の実現を目指すこととしております。

4つ目として、現在の過疎地域持続的発展計画の前期計画分に掲載した内容をおおむね踏襲し、継続して事業を実施していくこととしております。

以上のような考え方にに基づき各分野の施策について区分けしている持続的発展施策区分については、①移住・定住・地域間交流の促進・人材育成から⑩再生可能エネルギーの利用の推進まで、前期計画と同じ項目で整理しております。

なお、公共施設などの除却について対応できるよう、新たな項目として、⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項を追加しているものであります。

また、各施策区分において掲載している事業については、公共施設等総合管理計画等とも整合性を取りながら行うこととしております。

南部町過疎地域持続的発展計画は、過疎対策債などの各種財政支援を受けるための根拠となるものでございますので、よろしくお願いいたします。

議案第24号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第25、議案第25号「田子高原広域事務組合規約の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（高森正博君） 説明資料の19ページをお開き願います。

議案第25号「田子高原広域事務組合理約の変更について」ご説明いたします。

1、趣旨でございますが、田子高原広域事務組合理約の組合の経費の支弁方法を変更することについて、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものです。

2、改正内容ですが、組合の経費の支弁方法の変更になります。

1つ目は、構成町村の分担金の算出方法の見直しで、家畜飼養頭数及び普通交付税の農業行政財政需要額を算出の基礎としていたところを、前々年度の放牧頭数及び採草ロールの使用による事業実績に改めるものです。

2つ目は、構成町村に負担させることができる経費の見直しで、投資的経費のみを規定しているところに、国有林野の返地に係る基金積立ての支弁方法を加えることとし、その算出方法は過去5年における経費及び基金積立ての実績の平均値により定めるものです。下記の新旧対照表のとおり変更するものです。

3、施行日、令和8年4月1日。

議案第25号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎発委第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第26、発委第1号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定により説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は説明を省略することに決定しました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発委第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第27、発議第1号「特別委員会の設置について」を議題とします。  
提出者の説明を求めます。西野耕太郎君。

（副議長 西野耕太郎君 登壇）

○副議長（西野耕太郎君） ただいま議題に供されました発議第1号「特別委員会の設置について」の提案理由をご説明いたします。

近年、地方議会の果たす役割や責任はこれまで以上に重要性を増しており、議会活動の充実・強化を図ることが一層求められております。しかしながら、人口減少や少子高齢化が進む中、議員のなり手不足など、地方議会をめぐる諸問題が大きく取り上げられております。

当町の将来を見据え、行政監視・政策提言機能を最大限に発揮できる「議会の最適なかたち」を検討することを目的とし、議会改革推進特別委員会を設置するものです。

期間は令和8年9月までとしております。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。発議第1号は原案のとおり可決されました。

.....

○議長（工藤正孝君） お諮りします。ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の委員

の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により議長から指名したいと思います。

議会改革推進特別委員会委員に、5番松本啓吾君、6番久保利樹君、7番坂本典男君、8番滝田勉君、11番八木田憲司君、12番中館文雄君、以上6名の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。ただいま指名しました6名を議会改革推進特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

ここで委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会改革推進特別委員会の招集をします。

この際、特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

(午前10時36分)

○議長(工藤正孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長(工藤正孝君) ただいま議会改革推進特別委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

議会改革推進特別委員会委員長に中館文雄君、副委員長に八木田憲司君です。

#### ◎散会の宣告

○議長(工藤正孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月13日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時51分)

令和8年3月13日（金曜日）

第137回南部町議会定例会会議録

（第4号）



## 第137回南部町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和8年3月13日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 2号 令和8年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第 3号 令和8年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第 4号 令和8年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第 5号 令和8年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第 6号 令和8年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第 7号 令和8年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第 8号 令和8年度南部町病院事業会計予算
- 第 8 議案第 9号 令和8年度南部町下水道事業会計予算
- 第 9 議案第 10号 令和8年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 10 議案第 11号 令和8年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 11 議案第 12号 令和8年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 12 議案第 13号 令和8年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 13 議案第 14号 令和8年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 14 議案第 15号 令和8年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 15 議案第 16号 令和8年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第 16 議案第 26号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 第 17 議案第 27号 令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
- 第 18 議案第 28号 令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 19 議案第 29号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 20 議案第 30号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 21 議案第 31号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 22 議案第 32号 令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 23 陳情第 1号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情
- 第 24 常任委員会報告
- 第 25 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第33号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

追加第3 議案第34号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

追加第4 議案第35号 南部町副町長の選任について

追加第5 議案第36号 南部町教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼畑俊吉君	2番	夏堀剛充君
3番	小橋昭裕君	4番	工藤愛君
5番	松本啓吾君	6番	久保利樹君
7番	坂本典男君	8番	滝田勉君
9番	西野耕太郎君	10番	山田賢司君
11番	八木田憲司君	12番	中館文雄君
13番	工藤正孝君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	佐々木俊昭君
総務課参事	西館昌男君	企画財政課長	菅谷信也君
交流推進課参事	下井田耕一君	税務課参事	松原浩紀君
住民生活課参事	夏堀勝徳君	福祉介護課長	戸室正樹君
健康こども課長	夏坂和徳君	農林課長	高森正博君

商工観光課長	川村一城君	建設課長	石橋一史君
会計管理者	宮崎典子君	医療センター事務長	佐々木朋治君
市場長	藤原正利君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木慶
主査	松本和香		

---

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第137回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

---

◎議案第2号から議案第16号までの委員会報告、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、議案第2号から日程第15、議案第16号までの令和8年度南部町各会計予算の議案15件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、滝田勉君。

○8番（滝田勉君） おはようございます。

予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

3月5日の本会議において本委員会に審査を付託されました、議案第2号から議案第16号までの令和8年度南部町各会計予算15件につきましては、10日及び11日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第2号から議案第16号までの議案15件は全会一致により、全て原案のとおり可決となりました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号から議案第16号までの議案15件を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第2号から議案第16号までの議案15件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第26号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） おはようございます。

お手元に議案書をご用意いただき、43ページをお開き願います。

議案第26号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から10億6,720万6,000円を減額し、予算総額を126億1,405万9,000円とするものでございます。

49ページをお開き願います。

上段の第2表継続費補正は、同報系防災行政用無線更新事業において、契約における年割額が確定したことから、継続費の変更を行うものでございます。補正後の年割額は、令和7年度を1,306万8,000円、令和8年度を6億9,993万2,000円とするものでございます。

中段の第3表繰越明許費補正の追加は、表記載の11事業について、今年度中に事業が完了しない見込みであることから、合計で3億6,570万5,000円を翌年度に繰り越し、実施するものでございます。

下段の繰越明許費補正の変更は、旧向保育所解体事業において、解体工事の翌年度に繰り越す金額が確定したことから1,693万2,000円に変更するものでございます。

50ページをお開き願います。

上段の第4表債務負担行為補正の追加は、令和8年度から令和12年度を期間として実施する小規模事業者経営改善資金利子補給金を追加するものでございます。

中段の債務負担行為補正の変更は、指定管理の指定による社会福祉施設管理業務において、名川老人福祉センター指定管理料の増額に伴い、限度額を変更するもので、変更後の限度額は2,371万5,000円でございます。

下段の第5表地方債補正は、それぞれの事業費の確定、決算見込みに伴い、表記載のとおり、限度額を減額するものでございます。

次に、70、71ページをお開き願います。

歳出の主なものから説明させていただきます。

3行目の5目財産管理費は、旧法師岡分館解体事業や庁舎等の施設管理経費などの決算見込みにより3,518万5,000円減額し、充当財源の地方債、総務施設整備事業債を990万円減額するものでございます。

次に、72、73ページをお開き願います。

3行目の9目自治振興費は、地域集会施設の管理経費やLED化事業などの決算見込みにより1,300万4,000円減額し、充当財源の地方債、集会施設整備事業債を890万円減額するものです。

4行目の11目情報化推進費は、振り仮名法改正対応業務として12節委託料に123万8,000円増額するものの、標準準拠システムへの移行時期が変更となったことから、13節材料及び賃借料のクラウド利用料を7,000万円減額するため、合わせて6,876万2,000円減額し、充当財源の情報化支援に係る総務費国庫補助金を414万5,000円減額するものです。

5行目の13目基金管理費は、各基金の運用益の決算見込みによる増減分のほか、減債基金には普通交付税の再算定による増額分2,046万6,000円、公共施設整備基金には補正予算の調整額1億9,769万3,000円、地域振興基金には増額見込みのふるさと納税寄附金の一部900万円、森林環境整備基金には森林環境譲与税の一部670万円の、合わせて2億5,316万7,000円増額するものでございます。

次に、74、75ページをお開き願います。

上段1行目の2款総務費2項徴税费1目税務総務費は、人件費や事務経費、定額減税調整給付金などの決算見込みにより1,319万3,000円減額し、充当財源の総務費国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1,212万9,000円減額するものです。

78、79ページをお開き願います。

下段 2 行目の 3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目社会福祉施設費は、福地老人福祉センター解体事業などの決算見込みにより 1,242 万円減額し、充当財源の地方債、社会福祉施設整備事業債を 960 万円減額するものです。

次に、82、83 ページをお開き願います。

下段 1 行目の 3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費は、医療給付費や児童手当などの決算見込みにより 2,020 万 2,000 円減額し、充当財源の児童手当等に係る民生費国庫負担金を 1,709 万 1,000 円、民生費県負担金を 204 万 8,000 円減額するものです。

2 行目の 2 目保育所費は、利用者数の増加や公定単価改定による単価増により 4,393 万 6,000 円増額し、充当財源として、子育て支援に係る民生費国庫負担金を 2,011 万 6,000 円、民生費国庫補助金を 50 万 8,000 円、民生費県負担金を 910 万円増額するものです。

84、85 ページをお開き願います。

下段、3 行目の 4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目予防費は、予防接種見込み者数の減により 1,440 万円減額し、充当財源の地方債、過疎地域持続的発展特別事業債を 120 万円減額するものです。

86、87 ページをお開き願います。

中段 1 行目の 4 款衛生費 2 項清掃費 2 目環境事務組合費は、三戸地区環境整備事務組合及び八戸地域広域事務組合への負担金額の決算見込みにより 3,228 万 7,000 円減額するものです。

88、89 ページをお開き願います。

上段 5 行目の 6 款農林水産業費 1 項農業費 9 目農村整備費は、名川第 1 工区などの県営事業負担金及び中山間地域直接支払いに係る決算見込みにより 1,932 万円減額し、充当財源の中山間地域直接支払いに係る農林水産業費県補助金を 542 万 8,000 円、地方債、農業施設整備事業債を 700 万円減額するものです。

92、93 ページをお開き願います。

3 段目、1 行目の 8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう維持費は、決算見込みにより修繕料を 400 万円減額するものの、除雪経費に 2,000 万円追加することから、合わせて 1,600 万円増額するものです。

2 行目の 2 目道路橋りょう新設改良費は、町道整備事業に係る決算見込みにより 6,300 万円減額し、充当財源の町道整備に係る土木費国庫補助金を 2,932 万 4,000 円、地方債、道路橋りょう整備事業債を 3,460 万円減額するものです。

94、95 ページをお開き願います。

下段、3 行目の 9 款消防費 1 項消防費 3 目防災費は、小規模河川の浸水想定区域を表示した防

災マップに更進するための経費として949万3,000円追加するものの、同報系防災行政用無線更新工事に係る8億5,200万円の減額のほか、事務業務経費の決算見込みにより8億4,264万2,000円を減額し、特定財源として、防災マップ更新に係る総務費国庫補助金を316万4,000円、総務費県補助金を316万4,000円増額し、充当財源の地方債、消防防災施設整備事業債を8億5,200万円減額するものです。

次に、96、97ページをお開き願います。

下段、2行目の10款教育費1項教育総務費2目事務局費は、学校給食無償化事業や修学旅行支援事業、小中高入学支援事業などの子育て支援事業のほか、大会出場補助事業などの決算見込みにより2,155万9,000円減額し、充当財源の地方債、過疎地域持続的発展特別事業債を200万円減額するものです。

98、99ページをお開き願います。

下段、10款教育費2項小学校費1目学校管理費は、福地小学校トイレ改修事業や町内小学校の管理経費の決算見込みにより5,027万8,000円減額し、充当財源の地方債、学校施設整備事業債を5,080万円減額するものです。

次に、102、103ページをお開き願います。

3行目、10款教育費4項社会教育費4目文化財保護費は、史跡聖寿寺館跡発掘調査事業などの決算見込みにより2,377万4,000円減額し、充当財源である発掘調査に係る教育費国庫補助金を1,234万円減額するものです。

歳出の補正につきましては、ただいま申し上げたもののほか、事業費の確定または決算見込みに基づく不用額の補正、特別会計の補正に伴う繰出金の補正などを行い、それに伴う特定財源の調整も行っております。

ページをお戻りいただきまして、54、55ページをお開き願います。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1段目、1款町税1項町民税1目個人は、給与所得者の所得増や事業所得の増により、現年度課税分を3,800万円増額するものです。

2段目、2項固定資産税1目固定資産税は、売電事業施設の増加に伴い、現年度課税分を2,200万円増額するものです。

3段目、7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金は、決算見込みにより3,400万円増額するものです。

4段目、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、12月に交付されました普通交付税

の再算定分について1億8,638万8,000円増額するものです。

60、61ページをお開き願います。

下段、2行目の16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金は、基金運用における預金金利上昇の決算見込みにより1,952万7,000円増額するものです。

62、63ページをお開き願います。

3段目、17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金は、ふるさと納税寄附金の増額見込みにより2,000万円増額するものです。

5段目、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、本補正予算の歳入歳出に係る調整分として3億1,100万3,000円減額するものでございます。

64、65ページをお開きください。

下段から次ページの66、67ページにかけてにあります、21款町債1項町債は、第5表地方債補正に応じ、各目に計上した町債の減額補正を行うものでございます。

歳入の補正では、ただいま申し上げたもののほか、歳出の補正に伴い、充当される国・県支出金などの特定財源の調整も行っております。

議案第26号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。9番西野耕太郎君。

○副議長（西野耕太郎君） 94ページです。9款消防費1項消防費3目防災費のところでは、

次のページです。12節委託料の中に947万5,000円の増額になっているんですけども、防災マップ更新業務949万3,000円、先ほどの話ですと、これはこれから委託するのか、もう終わってあるのか。これは何年度に、まさか令和9年度に作るのではなくて令和8年度に作るものだと思うんですけども、これはどういうことになるのですか。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

防災マップ更新業務でございますけれども、こちらは青森県で今年3月下旬に中小河川における洪水浸水想定区域の指定及び公表を予定しております。この財源としては、国の補正予算の社

会資本整備総合交付金及び県の水害リスク情報整備推進事業費補助金を財源とするため、令和8年度に繰り越して事業を実施するものでございます。これから繰り越して実施するというところで、議案書の49ページにございます繰越明許費補正でも9款1項のところで防災マップ更新事業949万3,000円を繰越しするというところでご説明申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり可決されました。

.....

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第17、議案第27号「令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは、議案書の109ページをお開き願います。

議案第27号「令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に447万3,000円を追加し、予算の総額を1億9,090万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、議案書の118、119ページをお開き願います。

1款1項1目の給食管理費でございますが、各業務の執行実績もしくは執行見込額によりまして122万円を減額するものでございます。

表の下段、2目給食費の10節の賄材料費でございますが、昨今の物価高、特に牛乳、米、肉類の高騰が著しく569万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

ページをお戻りいただきまして、116、117ページをお開き願います。

上段の1款1項1目の給食費負担金につきましては、今年度決算見込額によりまして40万8,000円の減額。

中段、2款1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の実績見込みによりまして429万7,000円の増額。

下段、4款1項1目の諸収入は、消費税還付額の確定に伴い58万4,000円の増額となるものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決されました。

-----

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第18、議案第28号「令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議案書の123ページをお開き願います。

議案第28号「令和7年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ117万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,852万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、議案書の132、133ページをお開き願います。

1款1項1目管理運営費12節委託料83万5,000円の減額は、各施設管理業務完了に伴う減額でございませぬ。

下段、14節工事請負費12万5,000円の減額は、1階客室アルミ手すり設置工事、コミュニケーション室エアコン改修工事完了により減額するものでございませぬ。

下段、26節公課費21万7,000円の減額は、消費税納入見込額により減額するものでございませぬ。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議案書のページを戻りまして、130、131ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金121万2,000円の減額は、下の表、4款1項1目繰越金の前年度繰越金3万5,000円の計上と歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものでございませぬ。

議案第28号の説明は以上でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませぬか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり可決されました。

.....

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第19、議案第29号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の135ページをお開き願います。

議案第29号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から1億3,298万3,000円減額し、予算総額を20億9,066万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、146、147ページをお開き願います。

上段、1款2項徴税費の1目賦課徴収費につきましては、11節役務費の口座振替手数料及び12節委託料の事務処理標準システム外付機能対応業務の不用額を減額するもので、合わせて242万2,000円減額。その下、3目滞納処分費は、縣市町村総合事務組合負担金を56万8,000円減額。合わせまして299万円を減額するものでございます。

2段目、2款1項1目療養給付費及び3段目の2項1目高額療養費につきましては、実績見込みによりそれぞれ9,900万円、3,000万円減額するものでございます。

150、151ページをお開き願います。

2段目、5款基金積立金につきましては、各基金の利子分を積み立てるものでございます。

3段目、7款諸支出金につきましては、実績見込みにより保険税還付金を150万円減額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、142、143ページにお戻り願います。

上段、1款1項1目の国民健康保険税でございますが、医療給付費分の基礎課税額1万円減税などに伴う収納見込額により、1節医療給付費分現年課税分を1,062万5,000円減額。2節後期高齢者支援金分現年課税分を279万9,000円増額。また、4節医療給付費分滞納繰越分から6節介護納付金分滞納繰越分をそれぞれ減額し、合わせまして1,036万4,000円減額するものでございます。

下段、3款1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金は、歳出の保険給付費の減に伴い1億2,900万円減額。その下、2節特別交付金は、保険者努力支援分、国保ヘルスアップ事業分の180万9,000円の増額で、合わせて1億2,719万1,000円減額するものでございます。

144、145ページをお開き願います。

上段、4款1項財産運用収入の1目利子及び配当金につきましては、各基金の利子を合わせまして50万7,000円増額するものでございます。

2段目、5款1項1目の一般会計繰入金につきましては、2節保険基盤安定繰入金から6節財政安定化支援事業繰入金まで、合わせまして707万1,000円減額するものでございます。

3段目、5款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、歳出総額に応じて1,113万6,000円増額するもので、最終的には3,160万6,000円繰入れする予定でございます。

議案第29号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第20、議案第30号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の153ページをお開き願います。

議案第30号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額から1億9,209万7,000円を減額し、予算の総額を26億7,463万2,000円とし、また、介護サービス事業勘定の予算から102万7,000円を減額し、予算の総額を1,051万5,000円とするものでございます。

初めに、保険事業勘定の歳出の主なものにつきましてご説明いたしますので、166、167ページをお開き願います。

上段の1款1項1目一般管理費であります。介護保険システムの標準化に係る今年度分の不用額として、12節システム改修委託料を48万1,000円、13節クラウド使用料として156万8,000円のほか、17節備品購入費は標準化に対応したパソコン購入費用になりますが254万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

下段の1款3項介護認定審査会費であります。要支援・要介護認定申請件数の減に伴い、1目介護認定審査会費を46万9,000円、2目認定調査等費を179万6,000円、それぞれ減額するものでございます。

168、169ページをお開き願います。

2段目の2款1項1目介護サービス等諸費から、次のページになりますが、6目介護予防サー

ビス等諸費までは、主に介護サービス及び介護予防サービスの利用件数の実績見込みによりまして、2款全体で2億3,000万1,000円を減額するものでございます。

2段目の3款1項介護予防・生活支援サービス事業費であります。総合事業の利用件数の実績見込みによりまして、1目を120万円、2目介護予防ケアマネジメント費を251万2,000円、それぞれ減額するものでございます。

174、175ページをお開き願います。

3款3項4目任意事業費の12節委託料であります。施設入所などを利用とした配食サービス事業の利用者数の減に伴い239万4,000円を減額するものでございます。

176、177ページをお開き願います。

下段の4款基金積立金は5,297万6,000円を増額するものであります。保険事業勘定の収支の決算見込みによりまして、第1号被保険者の保険料の充当残額が見込まれることから、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

歳出につきましては、ただいまご説明したもののほか、事業費の決算見込みに基づく過不足の調整及び充当される特定財源の補正のほか、国や県、支払基金の交付金等の実績見込みに伴う財源更正などを行っているものでございます。

続きまして、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

160、161ページにお戻り願います。

上段の1款1項介護保険料であります。第1号被保険者の保険料の収入見込みによりまして、1目1節の特別徴収保険料を270万円、2節の普通徴収保険料を580万円、それぞれ追加するものでございます。

2段目の3款2項1目調整交付金は、保険者である全国市町村の財政格差を調整することを目的に国から交付されるものでございます。交付率の確定に伴い2,931万3,000円を減額。

2目及び3目の地域支援事業交付金は、歳出でご説明いたしました地域支援事業費の減額補正に伴い、国の負担割合分を減額するものでございます。

4目及び5目であります。高齢者の自立支援や介護予防などの取組指標の評価により国から交付される交付金であります。前年度分の評価結果により、4目の保険者機能強化推進交付金に70万6,000円、5目の保険者努力支援交付金に92万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

6目の事業費補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修経費に対する国の補助金38万2,000円を追加するものでございます。

下段の4款及び、次のページになりますが、上段の5款は、介護サービス費及び地域支援事業費の決算見込みによりまして、支払基金と県の各負担割合に応じた減額補正を行っているものでございます。

下段の7款1項1目一般会計繰入金であります。1節から5節までは介護サービス費及び地域支援事業費の決算見込み並びに介護保険システムの標準化に係る事務費の減などに伴い予算を減額しているほか、6節低所得者保険料軽減繰入金につきましては、対象者数の減に伴い471万6,000円を減額するものでございます。

164、165ページをお開き願います。

上段の7款3項基金繰入金は、歳出でご説明しましたとおり、介護保険給付費及び地域支援事業費の決算見込みによりまして、基金からの繰入金を5,354万8,000円減額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたしますので、186、187ページをお開き願います。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款1項1目介護予防支援事業費であります。地域包括支援センター支援システムの更新業務の終了に伴い、12節委託料の説明欄の2行目、業務委託料を13万2,000円、17節システム用のパソコン購入費の不用額として88万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

184、185ページにお戻り願います。

上段の1款1項介護給付費であります。要支援の方の介護予防サービスの計画作成件数及び訪問看護事業の決算見込みに基づきまして、合わせて6万2,000円を減額するものでございます。

下段の2款繰入金につきましては、事業の決算見込みによりまして、一般会計からの繰入金を96万5,000円減額するものでございます。

議案第30号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第21、議案第31号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 議案書の189ページをお開き願います。

議案第31号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,659万6,000円を追加し、予算総額を3億1,870万8,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたしますので、198、199ページをお開き願います。

上段、1款1項1目の一般管理費でございますが、12節の委託料は標準化対応作業時期の延期に伴いシステム保守業務を49万8,000円減額、システム更新業務内容の一部変更に伴い108万9,000円減額、17節の備品購入費はシステム用パソコン等購入入札による不用額を29万1,000円減額、合わせまして187万8,000円減額するものでございます。

2段目、1款2項1目の徴収費でございますが、システム標準化延期に伴い、印刷製本費、手数料及びシステム改修業務委託料をそれぞれ減額し、合わせて48万1,000円減額するものでございます。

3段目、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、負担金額の決定によ

りまして、医療保険料負担金を2,364万9,000円増額、保険基盤安定負担金を469万4,000円減額、合わせまして1,895万5,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、196、197ページをお開き願います。

上段、1款1項の後期高齢者医療保険料につきましては、収納見込額により1目特別徴収保険料を1,265万3,000円の増額、2目普通徴収保険料を2,017万1,000円の増額、合わせまして3,282万4,000円増額するものでございます。

2段目、3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金は負担金額の決定により469万4,000円の減額、事務費等繰入金は歳出総額に依り1,153万4,000円減額するもので、合わせまして1,622万8,000円減額するものでございます。

議案第31号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第31号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第22、議案第32号「令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） 議案書の201ページをお開き願います。

議案第32号「令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

補正する内容は、令和7年度、令和8年度の2か年で継続費を設定しております南部浄化センター水処理施設増設事業について、設計額の減額及び入札執行により事業費の見込額が変更となったため、事業費総額及び令和8年度の年割額をそれぞれ9,400万円減額するものでございます。

第2条は、予算第5条に定めております継続費について、1款1項建設改良費の事業費総額を9,400万円減額して7億3,300万円とし、令和8年度の年割額を9,400万円減額して6億9,300万円とするものでございます。

議案第32号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----  
◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第23、陳情第1号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情」を議題とします。

教育民生常任委員会における審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、久保利樹君。

（教育民生常任委員会委員長 久保利樹君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（久保利樹君） それでは報告いたします。

去る第135回南部町議会定例会において本委員会に付託されました陳情第1号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情」について、3月4日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本陳情は、昨今の急激な物価高騰が年金受給者の生活を圧迫しているとして、国に対し年金額の適切な引上げを求める意見書の提出を要望するものであります。

審査の過程では、高齢者の生活への配慮が必要との意見もありましたが、将来にわたる制度の持続可能性や現役世代との負担の均衡を考慮する必要がある。既に国においても適切な調整が行われている最中であり、町議会としても今後の国の動向を見守っていくべきであるといった慎重な意見が出されました。

審査の結果、本陳情は全会一致により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号を採決します。採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立なし)

○議長（工藤正孝君） 起立少数です。

陳情第1号は不採択することに決定しました。

---

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第24「常任委員会報告」を議題とします。

本案は、配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

---

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第25「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本案は、配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎日程の追加

○議長（工藤正孝君） お諮りします。本日、町長から議案第33号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第34号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第35号「南部町副町長の選任について」、議案第36号「南部町教育委員会委員の任命について」の議案4件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第33号から議案第36号までの議案4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程はお手元に配付のとおりです。

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 追加日程第1「町長追加提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案4件につきましてご説明申し上げます。

まず始めに、議案第33号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、賦課区分の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に加えて、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を追加することと、追加により保険税が増額とならないよう基礎課税額の税率等の引下げを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、内閣府令による「特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、同基準に従って規定している条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号「南部町副町長の選任について」であります。令和8年4月4日をもって任期満了となります副町長の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

副町長として選任する方は、新任の方でありまして、住所、南部町大字大向字●●●●番地●、氏名、久保田敏彦氏、昭和●年●月●日生まれ。

選任する久保田氏は、現代表監査委員であり、元南部町役場総務課長でもありました。清廉謹直で行政全般に関し、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、副町長に選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和8年4月5日から令和12年4月4日までの4年間です。

次に、議案第36号「南部町教育委員会委員の任命」についてであります。現在欠員となっている教育委員会委員の補充となります1名と、令和8年4月4日をもって任期満了になります1名の計2名の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

まずは、補欠となる新任の方であります。住所、南部町大字剣吉字●●●番地●、氏名、立花才氏、昭和●年●月●日生まれであります。

任期満了による再任の方は、住所、南部町大字平字●●●●番地●、氏名、小萩沢公子氏、昭和●年●月●日生まれであります。

任命する方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、新任の立花氏は令和8年3月16日から前任者の残任期間となります令和11年3月15日までの3年間、再任の小萩沢氏は令和8年4月5日から令和12年4月4日までの4年間です。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、慎重審議のうえ、何卒ご議決、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第2、議案第33号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課参事（松原浩紀君） 説明資料の3ページをお開き願います。

議案第33号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、子育て世帯に対する給付事業の財源として創設された、自身が加入している医療保険料をと合わせて納付いただく子ども・子育て支援金の国保分を課するため、必要な税率等を追加し、また併せて、いまだ食料品等の価格高騰に歯止めがかかっていない現状を踏まえ、令和2年度から継続し実施してきている基礎課税分均等割額1万円を減額した後の課税相当額と、追加となる子ども・子育て支援納付金の課税額ほかを合わせた課税額が所得金額の増加などの理由以外で増えることがないように、基礎課税額の税率及び税額を引き下げするため、これらに伴う所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、子ども・子育て支援納付金の課税対象者は全ての被保険者になります。また、他の課税分と同様に、世帯の所得に応じた軽減措置が設けられているほか、世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子供にかかる均等割額は10割軽減の措置が講じられています。

なお、この10割軽減措置分の負担を目的に、他の課税分にはない18歳以上均等割額が別に設けられています。

次に、賦課区分と税率及び税額は、基礎課税額につきましては所得割を8.6%から8.3%に、均等割額を2万6,400円から1万5,000円に、平等割額を2万9,000円から2万8,000円にそれぞれ全て引下げ、子ども・子育て支援納付金課税額は所得割を0.3%、均等割額を1,300円、平等割額を900円、18歳以上均等割額を80円と、青森県で算定した標準保険料率の端数を調整した税率としました。

参考までに、税率改正による基礎課税額の影響額について、令和7年度の課税状況を基に算定

した場合、均等割額 1 万円の減額相当分が約3,800万円で、新たに課税となる子ども・子育て支援納付金課税額相当分が約1,200万円になりますので、合わせて5,000万円ほどの基礎課税額が減額になります。

税率改正に伴う歳入の不足分は、国保財政調整基金を繰り入れ、対応することとしています。施行日は令和8年4月1日です。

議案第33号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第3、議案第34号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 追加提案説明資料の4ページをお開き願います。

議案第34号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨でございますが、内閣府令によります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に従って規定している条例について所要の改正を行うものです。

2の内容でございますが、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、当該事業の基準を加える改正を行うもので、第1条改正では、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、1点目が制度の創設に伴い新たに定義された要望についての対応箇所の改正を行うもの、2点目が関連する事業についての内容を整理するもの、3点目がその他所要の改正を行うものとなっております。

第2条改正では、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。1点目は制度の創設に伴い関連する事業に関して年齢による区分を明確にするもの、2点目がその他所要の改正を行うものとなっております。

3の施行日ですが、令和8年4月1日。

なお、今回の新たな事業の創設に伴う対象事業者は今のところない状況となっております。議案第34号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第4、議案第35号「南部町副町長の選任について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎議案第36号の上程、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 追加日程第5、議案第36号「南部町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり町長及び副町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（工藤祐直君） 第137回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げ

ます。

本定例会は今月3日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

また、各条例案のほか、令和8年度一般会計及び各特別会計の当初予算並びに令和7年度の補正予算など慎重審議をいただき、全議案とも原案のとおりご議決賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました条例案及び人事案件につきましても、原案どおりご議決、ご同意をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

審議の中で議員各位からいただきました様々なご意見や貴重なご提言につきましては、今後の行政運営に役立ててまいりたいと思っております。

さて、先月7日、8日の2日間、県南地方に春を呼ぶ南部地方えんぶりが開催されました。7日は、名川中学校を含む町内8組と八戸市庁郷土芸能保存会えんぶり組が参加し、剣吉諏訪神社に摺りを奉納した後、南部芸能伝承館まで練り歩き、ジャンギで大地を打ちながら力強く烏帽子を揺らす太夫たちの勇壮な姿と軽快なお囃子が、春を待ちわびていた町内外からの観光客を魅了しておりました。

また、子供たちによるえびす舞などの祝福芸が花を添え、私もえんぶり組の皆様と共に令和8年の五穀豊穡をお祈り申し上げたところであります。

同じく先月には、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会が八戸市など県内を中心に行われ、熱い戦いが繰り広げられました。秋には本大会が予定され、当町においては、ふるさと運動公園陸上競技場が少年女子サッカーの会場となっておりますので、大会の運営と応援に向け、万全を期してまいります。

また、同時期に行われたミラノ・コルティナ冬季オリンピック、そして、現在開催中のパラリンピックにおける日本選手団の活躍は、私たちに喜びと感動を与えてくれました。

加えて、先週5日から野球のワールドベースボールクラシックも行われており、手に汗握る戦いが繰り広げられております。議員各位並びに町民の皆様と共に、2大会連続での優勝に向け応援してまいりたいと思っております。

さて、本議会の冒頭でも申し上げましたように、私の施政の基本は、町民の皆様とのキャッチボール対話であります。

そこで得られた貴重なご提言を政策に反映させていただくことはもちろんのこと、自然災害や物価高騰など、町民の皆様のご生活環境を取り巻くあらゆる事態に、臨機応変に対応する町政であ

りたいと考えているところであり、これまで議員各位のご理解をいただきながら取り組んでまいりました各種事業を、今後も継続してまいりたいと考えております。

そして、常に町民のためを考え、南部町のさらなる成長のために、新年度予算に計上いたしました一つひとつの事業を着実に執行し、町民の皆様の負託に、職員一丸となってお応えしてまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この冬は積雪も多く、厳しい寒さも続いておりましたが、このところの日中の陽気に春の訪れを感じているところであります。

そして、本議会に出席しております佐々木俊昭副町長は、令和8年4月4日をもって任期満了により退任されます。

また、松原浩紀税務課長、柳久保正弘社会教育課長、野月正治農業委員会事務局長の3人が課長級の職を離れることとなります。

これまで副町長及び管理職としての重責を担いながら、住民奉仕の精神を堅持し、職務に精励されてきたことに対し、心から敬意と感謝の意をお伝えしたいと存じます。

佐々木副町長におかれましては、現在の職を離れましても豊富な経験を活かしていただき、今後とも町政に対するご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

課長級の職を離れる皆様には、引き続き町職員として、また次の道において第一線で活躍していただきながら、後輩の指導・育成など、様々な場面で手腕を発揮していただくことを期待するとともに、大変心強く感じているところでもあります。

本当にお疲れさまでございました。また、大変お世話になりました。ありがとうございます。

結びに、新年度が災害のない穏やかな一年でありますことをお祈りするとともに、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げます。本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（工藤正孝君） 副町長。

○副町長（佐々木俊昭君） ただいま貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、2期8年の任期満了をもちまして副町長を退任することとなりました。

在任中は、町議会の皆様をはじめ、町長、理事者、そして職員の皆様から終始温かいご指導とご支援を賜りましたことに心から感謝申し上げます。また、町政運営に当たり、常にお力添えを

いただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

この8年間、人口減少あるいは少子高齢化への対応、医療・福祉、産業振興、さらには物価高騰や感染症対策など、町政を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。そうした中であっても町政を前に進めることができましたのは、議会の皆様のご理解とご助言、そして執行部職員が一丸となって取り組んできたおかげであり、改めて感謝申し上げます。

至らぬ点も多く、ご心配やご迷惑もおかけしたことも多々あったと存じますが、皆様から寄せていただいた温かなお力添えに心からお礼申し上げます。

今後は、一町民として南部町の歩みを静かに見守りながら町の発展を願ってまいります。

結びに、町議会のますますのご発展と皆様のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） 閉会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月3日の開会以来、本日までの11日間にわたり、議員各位におかれましては時節柄何かとご多忙中にもかかわらず、終始熱心に審議を賜り、提案されました令和8年度当初予算をはじめ、条例の一部改正など、多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。

また、町長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力いただきまして、感謝を申し上げます。

本会議及び予算特別委員会において議員各位から述べられました提言、意見につきましては、考慮を払われるとともに、その執行に当たっては適切に運用され、一層の努力をお願い申し上げます。

さて、佐々木副町長におかれましては、就任から8年間、町勢発展へのご尽力、誠にご苦労さまでございました。

また、今月末日をもって役職定年となります本会議出席の松原税務課長、柳久保社会教育課長、野月農業委員会事務局長におかれましては、課長の職務を全うされましたことに心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

最後に、皆様におかれましてはご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にはご留意され、当町発展にご尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもちまして第137回南部町議会定例会を閉会します。

(午前11時17分)



地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長            工藤正孝

署名議員            滝田勉

署名議員            山田賢司